

視覚障害者のリハビリテーション

—自立訓練と就労移行支援—

東京都視覚障害者生活支援センター 就労支援課 石川 充英

1. はじめに

一般的に視力の低下や視野の狭窄・欠損など、視覚に障害を生ずる（以下、視覚障害とする）ことにより、家庭生活や職場生活でのパフォーマンスは低下する。現状を認識したくない、周りに知られたくない、適切な支援機関の紹介を受けていないなどの理由から、無理をして今までの生活を継続しようとする傾向にある。このような状況は、視覚障害者自身のQOL（生活の質）の低下や人間関係に支障をきたすだけでなく、家族や職場など周囲の人々にとっても身体的、精神的な負担が増加することになる。そのため視覚障害者が、家庭や職場でQOLの向上した生活を継続して送るためには、視覚障害による不便さや困難さを軽減するための適切な補助具の活用、およびそれらを使用するための技術などを習得するための視覚障害リハビリテーションが必要である。

東京都視覚障害者生活支援センター（以下、センター）は、社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会が東京都から指定管理を受け運営している事業所で、視覚障害リハビリテーションを行っている。対象者は、障害福祉サービス受給者証の交付を受けている視覚障害者で、障害者総合支援法による自立訓練（機能訓練）と就労移行支援の2つの支援サービスを通所にて提供している。

2. 自立訓練（機能訓練）事業

中途視覚障害者に対する自立訓練（機能訓練）は、「日常生活で生ずる課題に対し、保有視覚の活用、補助具の活用、代行技術の習得により、その課題の解決や軽減を目的にした訓練プログラム」¹⁾であり、視覚障害者にとって基本的な訓練と位置づけることができる。その内容は次のとおりである。

2.1 単独移動訓練（歩行訓練）

歩行訓練士や視覚障害者生活訓練専門職員（以下、歩行訓練士とする）が視覚障害者に対して適切な長さに処方された白杖（ロングケーン）による単独歩行を可能にするための訓練である。

歩行訓練の主な内容は、【白杖の操作技術】、【基本的な歩行作業技術】、【情報の利用とメンタルマップの作成】、【公共交通機関の利用】などである。

まず、【白杖の操作技術】では、①白杖の使い方、②入手した情報の処理方法、③手がかりの検出方法などを行う。次に【基本的な歩行作業技術】において、①保有視覚の活用、②聴覚・触覚・嗅覚など視覚以外の感覚から得られる情報の活用、③歩道の歩き方、④曲がり角の見つけ方と曲がり方、⑤道路の横断方法、⑥横断した後の進む方向の定位方法などを行う。さらに、【情報の利用とメンタルマップの作成】で、目的に行くための安全な経路の選択、その経路を移動する際の情報や手がかりの提示と把握、それを頭の中の地図（メンタルマップ）として

作成することなどを行う。また、必要に応じて【公共交通機関の利用】も実施する。

訓練は、視覚障害者と歩行訓練士が個別対応で実施する。

2.2 日常生活動作訓練

家庭生活や職場生活を送るうえで、お茶やコーヒーなどを入れる、電話をかける、衣類を見分ける、化粧をする、買い物をする、料理をする、洗濯をする、アイロンをかける、衣類の整理などさまざまなものがある。これらの動作に対して、1) 視覚以外の感覚の活用、2) 補助具の活用、3) 今までの習慣的行動の変更などにより、視覚障害者が身辺処理や家事動作を一人でできるようになるための訓練が日常生活動作訓練である。

2.3 コミュニケーション訓練

文字を読む・書くという文書によるコミュニケーション手段を確保するために、点字・パソコン・デジタル録音機器などの代替手段の習得がコミュニケーション訓練である。パソコンは、Windowsパソコンの画面情報を読み上げるソフト（以下、スクリーンリーダー）とキーボード操作による視覚障害者向けメールソフト、音声ブラウザ、ワープロソフトなどの各種ソフトの使い方の訓練を行っている。

また、録音図書ネットワーク「サピエ」の利用方法なども実施している。

2.4 ロービジョン訓練

見やすい環境を整え、その環境を有効に活用できるようにする訓練がロービジョン訓練である。コントラストを強めた補助具や障害の程度に応じた眼鏡、医療用サングラス（遮光眼鏡）、ルーペ、拡大読書器などの光学的補助具を紹介し、日常生活上での効果的な活用方法について助言を行っている。

2.5 相談、および情報提供

上述した種々の訓練をより円滑に、かつ個別支援の一環として面接による相談や情報提供を適宜行っている。

2.6 利用実績

自立訓練は昭和58年から開始しており、平成26年3月までに約850名の利用があった。訓練終了後は就労移行支援事業所の利用、あん摩マッサージ指圧師養成施設等への進学、自宅復帰などである。

自立訓練を受けることにより、自立した生活を送ることが可能となる。

3. 就労移行支援

センターの就労移行支援は、企業などに事務的職業、または企業内マッサージ師（以下、ヘルスキーパー）として一般就労を希望する視覚障害者に対し、パソコン操作の習得、模擬面接の実施、面接試験への同行など求職活動支援、就労後の定着支援を行っている。

3.1 事務的職業への就労を目指す方

事務的職業就労希望者に対しては、パソコン操作として、マイクロソフト社のワード、エクセル、アウトルック、パワーポイントなどのビジネスソフト、ブラウザなどをスクリーンリーダーとキーボード操作による習得訓練を実施している（写真1）。

訓練は、操作説明文が書かれたファイルと練習問題で構成された教材を使用している。また、録音データの文字化の練習も行っている。これらのパソコン操作技能を証明するため、センター利用者を対象に公的資格試験を実施している。また、電話応対などをはじめとしたビジネスマナーなどの訓練も実施している。



写真1 パソコン操訓練室

3.2 ヘルスキーパーとして就労を目指す方

あん摩マッサージ指圧師などの国家資格を取得し、ヘルスキーパーや高齢者施設等の機能訓練指導員としての就労希望者に対しては、上述した教材を使用してパソコン操作として予約やカルテの管理に必要なアウトLOOKやエクセルなどのパソコン操作習得訓練を実施している。さらに、マッサージの臨床時間を設け、施術技術の維持向上に努めている(写真2)。



写真2 施術技術向上マッサージルーム

3.3 求職活動・職場定着支援

求職活動支援として、ハローワークや民間人材紹介会社との連携による求人情報の提供、応募書類作成時のアドバイス、面接試験時の同行を行っている。また、就労時においては、通勤経路や会社建物内を安全に移動するための歩行訓練を実施している。さらに職場定着支援として、就労後の個別フォローも実施している。なお、現在在職中であるが、視覚障害により業務の遂行が困難な方や企業からの相談や見学の受け入れを行っている。

3.4 利用実績

就労移行支援は平成22年に事業を開始し、平成26年3月までに70名の利用があった。平均年齢は39.3歳、男性42名、女性28名であった。訓練開始時の状況は、離職者39名(55.7%)、在職者22名(31.4%)、その他9名(12.9%)であった。現在利用中の23名を除いた47名の訓練終了時の状況は、事務的職業への新規就職15名(32.0%)、ヘルスキーパーや高齢者施設へのマッサージ師としての就職が11名(23.4%)、復職11名(23.4%)、その他が10名(21.2%)であった。視覚障害に関する就労移行支援事業所は全国的に

少なく、また視覚障害者は移動に困難をとまることが多い。そのためセンターでは、通所で就労支援を利用することが難しい方を対象として、平成26年度中に、就労するために必要なパソコン操作習得のための訓練を在宅で受けられるプログラムを開始する予定である。

4. まとめ

当センターは視覚障害者のリハビリテーションとして自立訓練と就労移行支援を行っている。

当センターの特徴の一つは、基本となる自立訓練から就労移行支援まで、継続した利用ができことである。二つ目の特徴としては、相談のために来所された方に対して、単独歩行や日常生活面などのアセスメントを行い、自立訓練(機能訓練)と就労移行支援のどちらを利用した方が適切なかの、アドバイスができることである。

視覚障害が要因で、日常生活に不便さや困難さを感じたら、その時点で視覚障害リハビリテーションの利用を考えることが重要である。

問い合わせは、自治体の障害福祉課、またはお近くの視覚障害者リハビリテーション施設や事業所などである。

<参考・引用文献>

- 1) 石川充英(分担執筆分)「ロービジョンケアガイド」樋口哲夫(編)、文光堂、2007
- 2) 石川充英「中途視覚障害者の日常生活訓練」第1回くまもと福祉情報教育フォーラム、2010

東京都視覚障害者生活支援センター ULR
<http://www.tils.gr.jp/>



写真3 センター正面外観